

補助金等適正化チェックシート

※継続的に補助金等を交付している団体が複数ある場合は、団体ごとにシートを記入してください。

補助金等の名称	長久手市民生委員児童委員協議会事業補助金	担当部課	福祉部福祉課
---------	----------------------	------	--------

基本情報	支出根拠	補助要綱	有	長久手市民生委員児童委員協議会事業補助金交付要綱				
		根拠法令等	無					
	総合計画	基本目標	1「やってみよう」でつながるまち-人づくり			会計区分	一般会計	
		政策	1-1 地域共生を支える人づくり			予算区分	3-1-1 社会福祉総務費	
		施策	1-1-1 地域の担い手づくりの推進			中事業名	民生委員児童委員事業	
	補助制度開始年度	昭和62 年度	制度終了(予定)年度	(未定) 年度		細節名称	補助金	
	交付先(団体名)又は対象者	長久手市民生委員児童委員協議会				交付年数【※】	通算 21年以上	
	会員数【※】	76	令和5年3月31日現在		会費【※】	500円		
	他団体への交付【※】	対象となる団体が1つしかないため不可能			制度の周知方法【※】	HP、チラシ		
	ガイドラインの適用	適用(予定)	令和5年度					
		例外規定	3(4)エ(ウ)・・・法律に基づいて義務的に設置された団体又は、国県等から委嘱された委員の活動で公益性があると認められる事業→最低限必要な額の交付を認める					
	最新年度の補助内容	補助対象経費	長久手市民生委員児童委員協議会定例会の実施、部会活動等					
		補助対象事業費の総額	6,578,000円	補助金額	6,160,000円	事業全体の補助率	93.6%	
		特記事項						

補助金等の目的・内容・効果	目的	(市民生活の維持・向上に資するものか) 長久手市民生委員児童委員協議会が行う活動において、地域社会における福祉の向上に寄与するため。								
	内容	(団体向け補助の場合は補助対象となる活動内容について、個人向け補助の場合は制度概要について記入) 民生委員児童委員協議会の運営支援、補助、周知する事業を行う。								
	事業費補助の実績 (団体の主な活動の実績) ※今年度は予定	R2年度実績(2020)	活動費費用弁償 定例会、役員会、各12回実施 視察研修1回実施		R3年度実績(2021)	活動費費用弁償 定例会、役員会、各12回実施 視察研修1回実施		R4年度実績(2022)	活動費費用弁償 定例会、役員会、各12回実施 視察研修1回実施	
		補助対象事業費	5,637,041円		5,654,821円		6,560,640円		6,578,000円	
		補助金額	4,038,599円		3,466,258円		4,953,597円		予算額 6,160,000円	
		財源	国及び県							
	市(一般財源)		4,038,599円		3,466,258円		4,953,597円		6,160,000円	
	その他									
	補助金等の効果 ※今年度は予定	民生委員児童委員の活動に対する費用弁償等により、活動意識の向上につながることができた。無報酬で公的な活動を担っており継続して補助を行う。		民生委員児童委員の活動に対する費用弁償等により、活動意識の向上につながることができた。無報酬で公的な活動を担っており継続して補助を行う。		民生委員児童委員の活動に対する費用弁償等により、活動意識の向上につながることができた。無報酬で公的な活動を担っており継続して補助を行う。		民生委員児童委員の活動に対する費用弁償等により、活動意識の向上につながることができた。無報酬で公的な活動を担っており継続して補助を行う。		
	今後の方向性・担当部署の自由意見	補助金は民生委員児童委員の活動に対する費用弁償として支払われるものであり、無報酬で公的な活動を担う民生委員児童委員を支えるため継続して補助を行う必要がある。								

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

確認の視点		チェック	左記のチェック内容とした理由	
公益性	補助事業（事業の内容）が、市の施策（総合計画）と整合性が図られているか	○		
	効果が幅広く市民生活の維持・向上に不可欠なものか	○		
	市民ニーズは認められるか	○		
有効性・妥当性	補助金額に見合った効果があがっているか	○		
	社会情勢の変化により補助効果が薄れていないか	○		
	少額または申請件数の少ない補助金について継続していく必要があるか	対象外		
	直近3年間の成果（効果）状況が維持又は向上しているか	×	コロナ禍により一部活動制限	
	会計処理・実績報告が正確に行われているか【※】	○		
	補助対象経費	公金で補助することが妥当か	○	
		補助率や補助金額（補助対象経費や補助額の設定）は妥当か	○	
		経費の使途は明確か	○	
		基準を逸脱して補助していないか	○	
		運営費的な内容の補助により、補助対象が曖昧になっていないか【※】	○	
	補助金額を超える繰越金の発生はないか【※】	○		
市の施策的課題の解決につながるものか	○			
社会情勢、他の自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か	○			
補完性・公平性・透明性・他	市民や団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○		
	委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か【※】	○		
	補助金を交付する目的が達成されたにもかかわらず、同一対象者に長期間にわたり補助金を支出していないか	○		
	補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか（特権的な恩恵を与えていないか）	×	長久手市民生委員児童委員協議会に対象を限定している	
	同様の活動を行っていれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか【※】	×	長久手市民生委員児童委員協議会に対象を限定している	
	補助金の概要、要綱等がホームページなどに掲載されているか	×		
	事業の実施状況（実情）の確認、監査等が適切に実施されているか【※】	○		
補助事業に類似する事業がある場合に、統合の可能性を検討しているか	○	類似事業なし		
総合評価	担当課の評価	評価理由、見直す場合はその内容		
	B	民生委員児童委員は、社会奉仕の精神をもって地域社会の福祉向上に向けた取組を行うものであり、この補助金は委員の活動に対する費用弁償としての性質をもつため、補助を行うことは妥当である。		

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。